

別表1

事業区分	事業種目(事業内容)及び対象経費	事業実施主体	採択要件	補助率	補助事業者
(1)水田園芸産地づくりプラン策定支援	(事業内容) 水田園芸品目の産地化を目指す地域において、産地の目標や産地化に必要なしくみを「水田園芸産地づくりプラン」として策定するために必要な取り組みを実施 (対象経費) ・先進地視察経費 ・研修会の開催に係る経費 ・その他必要と認められる経費(栽培実証等)	①農業協同組合 ②営農組織(農家3戸以上で構成される団体)	・事業実施から10年後までに取組品目の販売金額が3,000万円以上増加することが見込まれること。 ・事業実施年度内に「水田園芸産地づくりプラン(別紙2)」を策定すること	定額 (1地区あたり500千円を上限とする)	市町
(2)水田園芸チャレンジ支援	(事業内容) 新たに水田園芸品目の栽培に取り組む農業者の栽培に係る経費を3年間支援 (対象経費) ・水田園芸品目の栽培に係る経費 (排水対策、種苗費、肥料・農薬費、資材費、機械レンタル費、選果・調整経費)		・(1)の事業を実施している地区において、新たに取り組む農家 ・取組面積が10a以上の農家 ・ほ場の排水対策が実施されていること	1/2以内 (補助対象事業費上限300千円/10a)	
(3)水田園芸拡大支援	(事業内容) 水田園芸品目を作付している生産者で、前年度からの規模拡大面積に応じて助成金を支援		・(1)の事業を実施している地区において、既に取り組品目の作付実績がある農家 ・拡大面積が10a以上 ・ほ場の排水対策が実施されていること	前年からの増加面積 5千円/10a	

※事業実施主体は、事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした運営等に係る規約が定められていること。